

日本書紀朔日考 X

内山守常

日本書紀朔日考 X

内山守常

§ 17. 天朝無窮曆 その二

本稿で本居宣長の『真曆考』を取上げなかったむくい、前回はほとんど『真曆考』の引用に終始してしまつて、篤胤自身にはふれられなかったので、今回はもう少し彼の考えにふれてみたい。前回は卅節までを紹介したので、なるべく原文で『真曆考』の引用もふくめて、引続いて記すことにする。なお今回は引用中の漢文は、すべて読み下し文にして示めし、(原漢文)と記入しておくことにする。

[卅一] さて太昊伏羲氏のこの古曆を赤県州に伝え給うに、其ノ推歩の術は、天正の冬至建子の節より起しつつも、国民に授くる所の曆は、恒にうち見て馴来つるままに、今の立春のほど、建寅の節を歳首と定め、今の正月を正月として教え給いしを、夏ノ代の末まで、此建正なりけるに、殷の代に至りて、今の十二月を正月となし、周の代には、今の十一月を正月と為たり。是を三代の三正と謂う。然るに秦の代には、また改めて今の十月を正月とせるを、漢の代になりて武帝と^ノいひしが時までも、仍その定メにぞ従れりけれ。

真曆考に、右謂ゆる三正のこと、また漢ノ代になりても、久しく秦正を用いし事^{アゲツコ}を論いて、「史記漢書などいふ書に、歳首ごとに、冬十月と記せるは、又おかしき事なり。もし十月を始とせば、彼ノ三代のごと乃チその月を正月とこそ云ウべけれ、始をしも十月と云えるは何の意ぞや、これ歳^ノの始は秦の定めを用いながら、月の名は夏の定め^ノに依れるにやいと紛わし」と云れたるは、^{マコト}実に然る事なり。なお此ノ三正の

委き事どもは、既に著わせる三曆由来記を見て知るべし。

で、この節を終わっている。そこで『三曆由来記』を見ると、その上巻の八節に、次のように記るされている。

夏の正は正月を以てし、殷の正は十二月を以てし、周の正は十一月を以てす。（周の）武王に至って箕子を訪う。箕子大法九章を云う。而して五紀曆法を明かにす。故に殷周より皆創業改制。咸く曆紀を正し、服色これに従う。（原漢文。読み方は篤胤の訓点による。括弧内は私の補記。）

この前半は史記の曆書から引用したもので、武王以後が漢書の律曆志から引用したものである。大法九章とか、五紀とかは説明が必要だと思う。武王が箕子を訪うたことは、尚書の洪範に出ており、大法九章は洪範九疇で、治国の大法である九条の意味である。尚書の洪範には、

初の一に曰く五行、次の二に曰く敬んで五事を用う。次の三に曰くあつく八政を用う。次の四に曰く協^{カフ}うるに五紀を用う。次の五に曰く建つるに皇極を用う。次の六に曰くおさむるに三徳を用う。次の七に曰く明かにするに稽疑を用う。次の八に曰く念うに庶徴を用う。次の九に曰くむかわしむるに五福を用い、おどすに六極を用う。

と記るしている。これが洪範九疇である。そして続いて尚書には五行以下の解説を記るしているが、ここでは紙数の都合で五紀の部分だけを示す。

四に五紀。一に曰く歳。二に曰く月。三に曰く日。四に曰く星辰。五に曰く曆数。

というのである。なお孔穎達の正義には、歳は冬至から明年の冬至までの一歳で、これで四時を紀し、二の月は朔から晦までで、大月は三十日小月は二十九日で、一月を紀し、三の日は夜半から夜半までで、十二辰を周って一日をなし、一日を紀す。四の星辰はいわゆる二十八宿の星座で、月令には、十二カ月の昏と旦の中星と日の所在を二十八宿の名前で記るしているが、十二辰星によって節気の早晚を紀し、五の曆数は日月の運行を明確

にし、氣朔の早晚を紀することであるとして、月令の中星を記している。さて篤胤は、『三曆由来記』上卷八節において、

謂ゆる三正の事は（中略）議論紛々たれど、大抵愚論なる中に、^{ヒトリ}独中根元圭が三正俗解と云う物のみぞ論じ得たる趣なる。然るは其説にまづ三正とは、夏殷周三代の正月という義は勿論にて、此は一歳^{イツシ}の首なれば、古昔は一月とも云えり。其は尚書の武成に惟一月壬辰と有るにて知べし。

（中略）さて夏ノ代に建寅月を以て正月と為とは、古法のままに、即今の正月を年首に立て建丑十二月を^{オツリ}尾と為たり。是を人正と云い、次に殷ノ代に建丑月をもて正月と為とは、即今の十二月を年首に立て建子十一月を尾と為たり。是を地正と云い、次に周ノ代に建子を以て正月と為とは、即今の十一月を年首に立て建亥十月を尾と為たり。是を天正と云う。諸の曆書に天正冬至と云えるは乃ち此謂なり。右何れも正二三の三月を春と云い、四五六の三月を夏と云い、七八九の三月を秋と云い、十 十一 十二の三月を冬と云う。此三正中に夏代の春夏秋冬は今時に異ること無れば正しけれど、殷周二代の四時は春夏秋冬の字義に叶わで正しからず。

（中略）夏ノ時の能く春夏秋冬の字義に応ずるを以て、其曆法の夏ノ代に始めて起れるに非ず、唐虞の代に已に有りしを承伝えし事^{シラレ}も所知たり。其は堯典に「日中星^{ヒルヒトシ}は鳥なり、以て仲春を殷す。日永し星は火なり、以て仲夏を正す。宵中星は虚なり、以て仲秋を殷す。日短し星は昂なり、以て仲冬を正す。」とあるが今行わるる夏正と^{モト}全同きを以ても知べし。

（中略）凡そ周代に記せる書の歳時は皆悉く周の時にて有べきを、公私に就て夏ノ時と周ノ時とを交え用いし事多かり。此は民間久しく夏時に慣る故ならん。

と説き、詩経、論語、春秋左伝、礼記、孟子などに周正と夏正を相混じたる実例を示している。ここには一例だけを示しておくが、詩経小雅の詩に

十月之交，朝日辛卯，日食せることあり，亦孔^{ハナハ}だ之醜^{コレヲ}し。（原漢文）

これは周の十月で、夏の八月である。これに反し、国風 ^{セン} 豳第一章に、七月流れる火あり、九月衣を授く（原漢文）

これは夏の七月であり、九月であって、周の七月や九月でない例とする。その他数々の例を示し、三正の次の表を始めに示している。

季	北 斗	夏	殷	周	秦
春	建寅月	正月	2月	3月	4月
	建卯月	2月	3月	4月	5月
	建辰月	3月	4月	5月	6月
夏	建巳月	4月	5月	6月	7月
	建午月	5月	6月	7月	8月
	建未月	6月	7月	8月	9月
秋	建申月	7月	8月	9月	10月
	建酉月	8月	9月	10月	11月
	建戌月	9月	10月	11月	12月
冬	建亥月	10月	11月	12月	正月
	建子月	11月	12月	正月	2月
	建丑月	12月	正月	2月	3月

続いて『天朝無窮曆』では、

[卅二] さて史記漢書をはじめ
 其余の書等にも稽うるに、太昊
 氏の古曆ありてのち、漢の代ま
 で来経る間に、黄帝、顓帝、夏
 殷周魯の六曆ありしと見えたる
 は、右の古曆は、月の始めて天
 に旋れる歳を、曆元に立たる故
 に、後世次々にその長遠を厭い
 て、当世に近き部首、または章
 首などを元に立てて、上の年数
 を省けるまでの事にて、その本
 術は全同モトハツじ太昊古曆たること次
 条に論うが如し。

然るに後漢書歴志の末論に、「天斯コレマコトを謀ガクとし難し。是を以て五、三より
 来今にいたるまで、各改作有りて通用せず。故に黄帝曆を造るに、元
 は辛卯に起し、而して顓頊は乙卯を用い、虞は戊午を用い、夏は丙寅
 を用い、殷は甲寅を用い、周は丁巳を用い、魯は庚子を用う。云々
 （原漢文）」と云えるは誤なり。其は下に論うが如く、戦国の時頃より、
 始めて気朔に差を生ぜし後こそ、斯を謀とし難しとも云うべき事の出
 来デキつれ、周末までも気朔共に差は無ししかば、右諸曆の改元は、其由
 には非ざる物をや。

ここで彼が云々と省略した部分を『統漢書』から摘録してみると、

漢起るや秦を承けて、初は乙卯を用い、武帝の元封に至り、天と合わず、乃ちたまたま術士太初曆を作り、元は丁丑を以てす。王莽の際、劉歆三統を作り、太初前卅一元を追って（原文は「太初前世一元を追って」とある）、五星庚戌の歳に会するを得、以って上元となす。（後略、原漢文）とある。『統漢書』の記事を含めて、一言したいところだが、もう少し続けて、『天朝無窮曆』を読んでから、まとめて論ずることにしたい。

[卅三] 然るは漢ノ代のはじめ、今の十月を歳ノ首とせるは秦の制にて、其秦曆の本術は、顓帝曆なる由なるに、彼ノ武帝が元封七（BC104）年と云ける丁丑ノ歳に、太史令司馬遷、また唐都落下閔など云う者どもに命じて、始めて漢曆を作らしむ。然るに此年は、古曆本術の季紀、乙酉節の第二十年に当り、その十一月の朔は、第二章首の甲子酉ノ正五の、予が謂ゆる朔西冬至なるを、史記にも漢書にも、此日を甲子朔旦冬至と云ふる、その旦ノ字こそ非なれ。甲子の朔冬至なるは、古曆の本術と干支違わず、顓帝曆と云いつつ、古曆とかく符合すれば、其謂ゆる六曆、みな同じき事をも准えて曉るべし。（後略）

[卅四] 然るに其漢曆を作る時しも、上件の古曆、季紀乙酉節の第二章首なる甲子朔西冬至の日へ、是より五十七年のち、元帝が初元二（BC47）甲戌年の歳首にあたる孟紀甲子、朔旦冬至ノ正五なる節首を、引上げ併せて曆元となし、天地太初の曆元に符合せる義をもて太初曆ナツと名け、かつ太初の曆元の甲寅なりし故を以て、その元封七（BC104）年丁丑ノ歳を、誣ウソいて甲寅ノ歳なりとして、太初元年と改め、是よりして夏正に復カエして、今の正月を正月と為たり。此は皇朝にて、今の正月を正月となし給える神武天皇元年より五百五十七年後なり。

其ノ謂ゆる太初元年より五十七年後に当る孟紀の、甲子朔旦冬至、子ノ正五なる節首を、引上げ併せたりと云ウこと、何を以て知ルなれば、史

記の歴書に出せる太初元年より始めて、一節七十六年の大余小余の算数、みな右古曆の甲子節の大余小余に同く、かつ前漢の歴志に出せる劉歆が三統歴は、律の黄鐘の数より算を作せる由にて、八十一分律曆と称すれど、其は妄誕にて、其譜の謂ゆる中統八十一章は、太初曆の朔冬至ともなるに、一は甲子元首漢ノ太初元年。二は癸卯。三は癸未。四は癸亥初元二年と有るを始め、七十八は甲子。七十九は甲辰。八十は甲申。八十一は甲子と有るまで、上に出せる古曆合運図(前号126頁所載)の、甲子より癸酉に至る二十節の朔冬至と、全く同干支なるを以てこれを知れり。然るに其三統曆の譜を本志に載せる趣、いと拙く、初学の人など何に見るとも、見別まじき体裁なり。此は別に著せる前漢歴志辨に、己が訂正せる譜を出せり。其譜につきて見るべし。諸また歳の干支を易たる事も、史記の歴書に太初元年ノ歳を焉逢攝提格と名く、端蒙単闕二年、游兆執徐三年云々など、七十六歳をみな異名を以て誌せるにて知べし。焉逢攝提格は甲寅、端蒙単闕は乙卯、游兆執徐は丙辰の異名なり。丁丑、戊寅、己卯などの歳をかく易たるなり。此は殊に笑うに堪たる狂筆なりかし。

最後に小文字で印刷した部分は、彼の記るした割註で、次節でも同様だ。

[卅五] 然らば其元帝が、初元二(B C 47) 甲戌ノ年の歳首にあたる、孟紀の甲子節を、しか引上たるは、何の由なるというに、此は何の由もなく当時この改元の筭にあづかれる徒がら、數十人ありし趣なれど、一人も古曆の真式を、知たる者は無しし故に、甲子朔冬至とだに云えば、太初の本統に叶える事とひが心得して、刻分の異なる由をも辨えず、謾にかくは牽当たるなり。

そは史記ノ封禪書に、是より八年前、元鼎五(B C 112)年に、十一月辛巳ノ朔旦冬至なりとて、太一を郊祀せる事あり。然るに此は真の朔旦冬至にあらず。乙酉節の第十二年己巳ノ歳なるが、其ノ歳首とする十月は

大にて辛亥ノ朔。十一月は小にて辛巳ノ朔なれど、冬至は壬午にて二日にあり。然るを時の日官ら本式に昧く、誤りて朔旦冬至と為たるを、武帝も信として、親から郊祀をも為たれど、其ノ本式は是より十二年前、元朔六年（BC123）と云いし戊午ノ歳、これ乙酉節の初年なるが、其十一月と云いし月の朔は、乙酉子ノ正五の節首朔旦冬至にて、是より二十年のち元封七（BC104）丁丑ノ年の、十一月と云える月の朔、すなわち甲子酉ノ正五の朔冬至にて、第二章首なること上に論うが如し。朔冬至は十九年一章とて、二十年めごとに来る定式なるを、豈元封七年丁丑ノ歳より八年さき、元鼎五年に朔旦冬至有らんやも。斯て此元封七年の十一月、謂ゆる太初元年の歳首朔冬至の事を同書に、「曆を推す者本統を以てす（原漢文）」といい、武帝が親から上帝を祠る贊饗の文に、こを太元の神策と云えり。本統とは本術をいうと通え、太元の神策とは、天地太初の曆元という語と聞ゆれども、其真式は上に予が論い定むる如くなれば、此は唐都、落下闔らが、杜撰におし当たる曆元なり。然るを豈本統神策など謂うべけんや。然れば漢書の曆志に、是の時の事を記して、「日月合璧の如く、五星連珠の如しと、陵渠状を奏す（原漢文）」と有るは師古が注に、「言うところは其の応候たがわざるなり」と云える如くなれど、太元の神策ならぬ擬元に、さる応候の有べくもあらず。然ればこは疑なく劉歆もしくは班固が後の誣妄なり。但し然おし並て古曆の本義を知らざりし世の中ながら、絶て人無ししとは云いがたき事もあり。そは是より二十七年のち昭帝と云いしが、元鳳三年（BC78）と云ける年に、太史令張寿王という者云々

とて刑死した寿王の話がのせてあるが、ここでは省略しておく。そして、
[卅六] さて此の太初曆曲ながらも、四分日ユガシの三カキを虧たる故に、後漢の光武と云えるが、建武八年(32)壬辰の歳まで、百三十八年がほど用いけるに、天と曆といたく違える事アラワの顕れて、晦に月の見えし故に、是ノ時しも始

めて、朔差^{イデキ}の出来し事を見おどろきて、「曆正しからず宣しく当に改更すべし（原漢文）」と、上言せる者ども有つれど、此ほど漢代を再興せる時にて、事しげき折柄なれば、其^{コト}ノ^{マア}擧に及ばず、その隨にまた二十年あまりぞ打すぎける。

是ノ件より以下は、後漢の歴志によりて論う事なるが、本志にこを三統曆とあるは誤なること、其ノ注の司馬彪説に見えたる如くにて、實^{マコト}は太初曆なるが、こは上に云うごとく、古曆を五十七年引上たるまでの事にて、将来一千五百二十年の間に当たる曆なれど、唯一千支上れる耳にて、次々に朔差の疊なる事をば知らざりし故に、わづかに百五十年^{ハコウ}許にして、晦という日に月の出るなりけり。

[卅七] かくて光武より第三代章帝と言いしが、元和二年(85)と云える年に至りて、太初曆の天に失^{アガ}うこと益遠く、晦朔弦望みな一日を差^{サガ}えしかば、改めんと欲するに、曆元をだに知る者無れば、不合を知りつつ^{ウツ}易ること能ざりしを、辛くして編訃、李梵と云える二人の治曆者を得て、謂ゆる四分曆^{ウツ}を作せるが、日法を四分に立たる由をもて、四分曆とこそ云え、其本統はおなじ太昊古曆にて、此も武帝が世に、太初元年まで引上たりし、孟紀甲戌元の葦首甲子朔旦冬至を、それより前代の文帝と云いしが、後元三年(BC 161)庚辰ノ歳に引上げて、^{ミズリ}漫に曆元とは為たるなり。

其は本志に、そは後元三年冬十一月を、甲子夜半朔旦冬至なり、日月閏積の数、皆これより始まる。元を立て朔を正し、これを漢曆と謂う云々(原漢文)と云い、後に辺韶と云える者の上言にも、四分曆の仲紀の元は、文帝の後元三年、歳庚辰に在るに起す云々(原漢文)とも云える是なり。此の庚辰の年は、古曆の本統をもて検するに、丙午葦の第三十八年に当り、其ノ冬十一月は乙丑ノ朔、午ノ正五の冬至にて、此ノ葦の第三章首にこそ有れ、葦首には非ざるを誣いて甲子子ノ正五に退けて朔旦冬至と為たるなり。其は本志の末論に、漢四十五年庚辰の

歳を追って、朔を追うこと一日、すなわち天と合す。以って四分曆と為す(原漢文)と云えるにても著し。朔を追うこと一日とは、朔を一日退けたる義なれば、本曆の乙丑なりしを、甲子と為たること論いなし。何に杜撰の所業ならずや、されば同志に、安帝が延光二年(123)に竄誦という者これを非とし、靈帝が熹平四年(175)に、馮光、陳晃といえる二人が上書して、曆元正しからず凶緯庚を以て元と為すものなし云々(原漢文)と論えるは、^{イワレ}理たる言なり。斯て此を四分曆というは四分の日法を用いて、朔を求むる由の名なれど、其の章部紀元の式、及び歲月日時の数^{カツリ}は更なり、其の譜式も、予が謂ゆる古曆に異なきこと三曆由来記に、新に作り著せる四分曆譜^{ツモン}を見て知るべし。抑も曆紀は日法替れば、氣朔の定式したがいて変ずる物なるに、四分にて得たる氣朔の、古曆の章部紀元と同数なるべき謂有なんや。然れば此曆法も三統曆の術数に効いて、事々しき推法を云い立こそすれ、唯に曆元を引上たる迄の事にて、深き理なしと知るべし。

但し太初四分の二曆ともに、徒に古曆の元を引上たる耳なりと云うを、初学の人など心得がたく思うも有るべければ、今その太昊古曆の本術と、二曆の変式とを、対照し合せて図に作り、其の牴悟せる^{アリサマ}有状を、^{イマス}目易く知らしむること斯のごとし。然るに是の三式共に是より以下はここにさしも要なければ^{ハフ}略きて、其の牴悟の趣をのみ示せり。能く部名を比べ視て知るべし。

なお後漢志に、此の時の曆者どもの、拙き事ども種々見えたれど、其は措きて、賈逵と云いし者の論に、太初曆を以て漢元より太初元年に尽るを考うるに、日朔二十三事。其の十七は朔を得、四は晦を得、二は二日を得たり。新曆は七朔を得、十四晦を得、二は三日を得たり。太初曆を以て太初元年より、更始二年に尽るを考うるに、二十四事。十は晦を得、新曆を以てすれば、十六は朔を得、七は二日を得、一は晦を得たり。太初曆を以て、建武元年より永元元年に、尽

	甲子部	癸卯部	壬午部	辛酉
前漢太初曆章首	戊午歲武帝元朔六年甲子子五	丁丑歲昭帝元朔六年癸卯子五	丙申歲宣帝元朔六年癸卯子五	乙卯歲元帝元朔六年庚辰子五
	庚辰歲文帝元朔六年庚辰子五	己酉歲景帝元朔六年己酉子五	戊辰歲武帝元朔六年戊辰子五	丁丑歲武帝元朔六年丁丑子五
	丙申歲武帝元朔六年丙申子五	乙卯歲武帝元朔六年乙卯子五	甲子歲武帝元朔六年甲子子五	癸卯歲武帝元朔六年癸卯子五
	庚辰歲武帝元朔六年庚辰子五	己酉歲武帝元朔六年己酉子五	戊辰歲武帝元朔六年戊辰子五	丁丑歲武帝元朔六年丁丑子五
	丙申歲武帝元朔六年丙申子五	乙卯歲武帝元朔六年乙卯子五	甲子歲武帝元朔六年甲子子五	癸卯歲武帝元朔六年癸卯子五

	甲子部	癸卯部	壬午部	辛酉部	庚
後漢四分曆章首	己卯歲文帝元朔二年甲子子五	庚辰歲文帝元朔二年庚辰子五	戊午歲武帝元朔二年戊午子五	丁丑歲武帝元朔二年丁丑子五	丙申歲武帝元朔二年丙申子五
	乙卯歲武帝元朔二年乙卯子五	甲子歲武帝元朔二年甲子子五	癸卯歲武帝元朔二年癸卯子五	壬午歲武帝元朔二年壬午子五	辛酉歲武帝元朔二年辛酉子五
	庚辰歲武帝元朔二年庚辰子五	己酉歲武帝元朔二年己酉子五	戊辰歲武帝元朔二年戊辰子五	丁丑歲武帝元朔二年丁丑子五	丙申歲武帝元朔二年丙申子五
	乙卯歲武帝元朔二年乙卯子五	甲子歲武帝元朔二年甲子子五	癸卯歲武帝元朔二年癸卯子五	壬午歲武帝元朔二年壬午子五	辛酉歲武帝元朔二年辛酉子五
	庚辰歲武帝元朔二年庚辰子五	己酉歲武帝元朔二年己酉子五	戊辰歲武帝元朔二年戊辰子五	丁丑歲武帝元朔二年丁丑子五	丙申歲武帝元朔二年丙申子五

	戊子部	丁卯部	丙午部	乙酉部	甲子部	癸卯部	壬午部
太皞先天曆章首	己巳歲周顯王十七年戊子子五	庚午歲周顯王十七年庚午子五	己丑歲周顯王十七年己丑子五	戊申歲周顯王十七年戊申子五	丁卯歲周顯王十七年丁卯子五	丙午歲周顯王十七年丙午子五	乙酉歲周顯王十七年乙酉子五
	甲子歲周顯王十七年甲子子五	癸卯歲周顯王十七年癸卯子五	壬午歲周顯王十七年壬午子五	辛酉歲周顯王十七年辛酉子五	庚辰歲周顯王十七年庚辰子五	己酉歲周顯王十七年己酉子五	戊辰歲周顯王十七年戊辰子五
	丙申歲周顯王十七年丙申子五	乙卯歲周顯王十七年乙卯子五	甲子歲周顯王十七年甲子子五	癸卯歲周顯王十七年癸卯子五	壬午歲周顯王十七年壬午子五	辛酉歲周顯王十七年辛酉子五	庚辰歲周顯王十七年庚辰子五
	丁卯歲周顯王十七年丁卯子五	丙午歲周顯王十七年丙午子五	乙酉歲周顯王十七年乙酉子五	甲子歲周顯王十七年甲子子五	癸卯歲周顯王十七年癸卯子五	壬午歲周顯王十七年壬午子五	辛酉歲周顯王十七年辛酉子五
	戊申歲周顯王十七年戊申子五	丁卯歲周顯王十七年丁卯子五	丙午歲周顯王十七年丙午子五	乙酉歲周顯王十七年乙酉子五	甲子歲周顯王十七年甲子子五	癸卯歲周顯王十七年癸卯子五	壬午歲周顯王十七年壬午子五

るを考うるに、二十三事。五は朔を得、十八は晦を得、新曆を以てすれば、十七は朔を得、三は晦を得、三は二日を得。又新曆を以て、上春秋中日朔有る者を考うるに二十四事。失して中らざる者二十三章。漢興てまさに太初を用いべくして改めず、百二歳にして乃ち改む。故に其の前晦に先だつ一日合朔有て、下つて成哀に至て二日を以て朔と為す。故に合朔多く晦に在り。此れ其の明効なり（原漢文）と云えるを以ても、二曆の拙策なる事を弁うべし。

[卅九] さて此、四分曆を施行せる章帝が元和二年（85）丙戌ノ歳より九十三年のち、靈帝が光和二年という年（179）に至りて、郎中劉洪という者、この曆法の疏闊なる事を知り、始めて月行に遲速ある事をも悟りて、乾象曆というを作れるが、此より後は、古曆の式尽く廢れて、朱熹が謂ゆる「紛々定議あることなく、愈よ精しく愈よ密にして愈よ差多く（原漢文）」なも成にける。然て此、曆漢代には行う事なく、魏晉の代頃には、此を少く損益して用いけるが、其、後の代に次々に種々の曆法起れり。其、中に皇国にて用い給えるも三四家あり。其曆等のことは第六卷の末に云うべし。（後略）

ここで元和二年（85）は乙酉歳で、丙戌歳というのは誤りである。それで九十三年というのも、九十四年の誤りである。この乾象曆はすぐれた曆法で、建安11（206）年に修正完成したが、漢の後をつぐ魏では用いられず（呉で用いられた）、乾象曆を基礎として、楊偉の作った景初曆が用いられた。そして、この後篤胤は和漢の曆法の比較を試みている。すなわち、

[四十] さて漢代に名高き諸曆の、しか拙策なりしが^{カタハライグ}旁痛さに、まず試みに本術の次第のままに、季紀の戊子^{ツイデ}蒞首朔旦冬至を、彼邦は周の顛王が十八年、天朝は孝安天皇の四十二年（BC351）という庚午ノ歳の、歳首建子ノ月の朔に^{オシツダ}当て推下るに、彼邦は漢ノ元帝が初元元年、こなたは崇神天皇の五十年（BC48）という癸酉ノ歳にて、季紀の戊子、丁卯、丙午、乙酉の四部三百四年おわる。

大国主ノ神の百四十一年甲戌ノ歳の葦首甲子朔旦冬至より、ここに至りて全く一元四千五百六十年なり。

[四十一] 然るに其ノ年の十一月は、甲子朔旦冬至に復りて、其ノ明る五十二年甲戌ノ歳^{カレ}の歳首なるが、是より孟紀の甲子葦に入りて、後土御門ノ天皇の、文明五年癸巳歳（1473）に至りて、二十葦一千五百二十年おわり其ノ明る甲午ノ歳より仲紀となり、甲子、癸卯、壬午、辛酉の四葦三百四年を経て、庚子葦に入べき月は、今の官曆に、安永六年（1777）の十二月とある月なるに、庚子朔旦冬至ならず、癸巳ノ朔にて、冬至は前月の二十二日甲申にあり。然れば彼ノ季紀の戊子朔旦冬至より、二十八葦二千百二十八年（ $76 \times 28 = 2128$ ）の間に朔は七千支退き、氣は十六千支退けるなり。

この後、彼の時代に使われた官曆である寛政曆が、比類なき精術であると称揚し、これを根拠にして、古曆を比較しようと述べている。そして、

[四十二] 故まず其ノ退朔の七千支を、上ノ件の二十八葦二千百二十八年に平均して^{オシマツ}推当れば、毎四葦三百四年に、一千支の退朔に当る。然れば季紀戊子葦首の朔旦冬至より、始めて朔に差を生ぜしにて、是より以前に退朔の無りしこと^{イトタカレ}甚諦にぞ知られたりける。

然るを俗の曆数家など、古曆法を知らざる^{タツイ}倫は、朔差は天地の初発より有りつれど、古人その推法を知らず、朔策に平法を用い來りしを、漢の代より始めて其の推法を知り得て、次々に精密に至れる如く謂うめれど、然には非ず。そは月の始めて天に見われたる甲戌ノ歳^{アツ}の歳首建子ノ月甲子朔旦冬至子ノ五より、皇朝は孝安天皇の四十一年、赤県は周ノ顛王が十七年と云える己巳ノ歳^{アツ}の建子ノ月、戊子朔旦冬至まで、かの二十九日と九百四十分日の四百九十九という朔策にて、天正の中道に^{ツガ}差わず、四千二百五十六年の間、その憲のまにまに相続し來れること^{カンツ}彼邦とこの古書に存せる曆日に徴して著明なる事なり。然るにそ

の戊子朔旦冬至は、明る庚午ノ歳ノ歳首なるが、此ノ日の子ノ正五刻よりして、始めて朔に差を生ぜし故に、是より後は、古曆その憲を改めずては、今日に至るまで、晦朔の中正を得ること能ざる事となれり。然らば其ノ周末より、漢代の初は更なり、かの武帝が代に、太初曆を作れる時しも、其の建子の月の甲子朔西冬至にて、古曆本術に符合せるは、何の謂ぞと云わんに、此の時ほも、朔差の始まりし戊子部首より二百四十八年を経たる時にて、いまだ一千支の退朔に満たざるほどの事ゆえ、晦に月の見ゆる事も無ししかば、世ノ人誰も、すでに朔差を生ぜし事をばつゆも知らずて在ける故に、その甲子ノ朔に、刻分こそ違え、おなじ甲子を引上げたりけり。其は此ノ事の始れるより、年なお浅ければ、然も有べき事にこそ。斯て天の退朔をまさに知り初たるは、後漢の光武が時なりしこと、上に論えるが如し。

[四十三] さて然戊子部首よりして、毎三百四年に必ず一千支の退朔ある事を悟り得たる上は、徒に念い過すべくも非ねば、その毎三百四年の朔数の、三千七百六十なるに就て、まず日法を其の数に定め、太昊曆の二十九日九百四十分日の四百九十九という朔策に本づきて其ノ憲を改め、二十九日と三千七百六十分日の一十九百九十五と云う策を作りて、孝安天皇の四十一年、己巳ノ歳ノ戊子朔旦冬至より始めて、終古の月朔を求むるに、果して毎四部三百四年に一千支退朔して三百四年ずつの大部、十二式と成れり。

其ノ譜式斯の如し(18ページ)。先曆と同く連大あれど連小の月なし。此ノ十二大部都て三千六百四十八年にて元^{カミ}に復る。其ノ大部と題せる次に戊子部丙寅部など四つ並べ著せるは、其の次に戊子部変、丁卯部変など記せる如く、先曆のかく変じたる由なり。また其変と称せる次に戊子、丁卯、丁未、丁亥など四つ並べ記せるは、先曆の例の如く每章十九年二百三十五月の首ノ朔の干支なり。さて最後に子ノ五と云うよ

戊子大菰	戊子菰 戊子菰 丙寅菰 乙巳菰 甲申菰	孝安天皇41年11月 孝靈天皇15年11月 孝元天皇15年12月 開化天皇34年12月	戊申菰 丙戌菰 乙丑菰 甲辰菰	貞觀七年十二月 天慶四年十二月 寬仁元年十二月 寬治七年十二月	戊辰菰 丙午菰 乙酉菰 甲子菰	辰未亥卯 戊丁丁丙 丙丙丙乙 乙甲甲甲 甲癸癸癸	子申巳丑 酉巳寅戌 午寅亥未 卯亥申辰
	癸亥菰 辛丑菰 庚辰菰 己未菰	崇神天皇50年11月 垂仁天皇58年11月 景行天皇35年12月 成務天皇35年12月	癸未菰 辛酉菰 庚子菰 己卯菰	嘉祿元年十二月 寬元三年十二月 元亨元年十二月 応永四年十二月	癸卯菰 辛未菰 庚申菰 己亥菰	卯壬戌寅 辛壬壬壬 辛卯菰變 庚午菰變 庚申菰 己酉菰	子申巳丑 酉巳寅戌 午寅亥未 卯亥申辰
	戊戌菰 丙子菰 乙卯菰 甲午菰	神功皇后57年11月 仁德天皇21年12月 反正天皇4年12月 額宗天皇元年12月	戊午菰 丙申菰 乙亥菰 甲寅菰	文明五年十二月 天文十八年十二月 寬永二年十二月 元禄十四年十二月	戊寅菰 丙辰菰 乙未菰 甲戌菰	戊寅巳酉 戊丁丁丁 丙丙丙乙 丙午菰變 甲癸癸癸	子申巳丑 酉巳寅戌 午寅亥未 卯亥申辰
	癸酉菰 辛亥菰 庚寅菰 己巳菰	欽明天皇22年12月 舒明天皇9年12月 和銅六年十二月 延暦八年十二月	癸巳菰 辛巳菰 庚戌菰 己丑菰	安永六年十二月 嘉永六年十二月*	癸丑菰 辛卯菰 庚午菰 己酉菰	丑辰申子 卯未亥寅 辛辛辛庚 壬午菰變 辛酉菰變	子申巳丑 酉巳寅戌 午寅亥未 卯亥申辰

*原文 今上皇帝三十七年十二月とある。

り辰ノ三と云うまで、十六づつ四条に並べ著せるは、左中右三段に涉りて、每章首朔の平刻分なり。先暦にては、一部七十六年その刻子酉午卯と四章に分るを、是ノ式にては毎大節三百四年の刻、子酉午卯の四小節に分りて、毎小節の月数本の如く九百四十月なり。尚是ノ策三千六百四十八年の月数十三万五千三百六十月の大小刻分までを尽くかき著せる後天月歩式あり。委くは其を見て知るべし。

読めばわかる文章だから解説はいらないと思うが、計算式だけ示せば、 $304=76 \times 4$, $3760=940 \times 4$, $1995=499 \times 4 - 1$, $3648=304 \times 12$ であり、 19 年7閏から $19 \times 12 + 7 = 235$, $235 \times 4 = 940$

すなわち76年間の月数が940であり、3648年間の月数は45120月で、135360カ月ではない。これは彼の計算違いか考え違いで、135360カ月は、3648年の3倍に相当する10944年間の月数である。こんな間違いをすることは意外だが、彼はよく「自分は無算の人である」と自称しているが、そんなことがあるのかも知れない。それで日歩式とか月歩式とか云って、刻明に朔千支を書き記るして確かめていたのではないかと思う。

[四十五] さて気朔は上に云うごとく、先暦の次第に推下れば、安永六年(1777)の冬至は庚子朔旦になるべきに、甲申なるは十六千支退けるなり。故其退気をかの戊子朔旦冬至(孝安天皇41年11月冬至)より、安永六年の冬至まで二千一百二十八年の間に平均すれば、毎百三十三年に一千支の退差にあたる($2128 \div 16 = 133$)。故其の気策を作りて推驗むるに、天正に^{ツツ}応ざれば棄て用いざるなり。

其は今時の節氣に、次々二日ばかり^{ツツ}後るればなり。其策をいかに作れると云うこと、此には然しも要なき事なれば云わず。古暦伝の末巻を見て知るべし。

[四十六] ^{ツツ}爰にまた種々思い回らす間に、ふと戊子丁卯二節の間は、なお気朔を生せず、その二節百五十二年を過ぎて、丙午節よりして、毎百二

十年に一千支の差なる義^うを悟り得て、百二十年の気数二千八百八十なれば(24×120=2880)、まず日法を其の数に定め、然して尚これを思い、これを惟いて、其の丙午の日の夜半子の四より、退気の始れる事をも曉り得しかば、太昊曆の十五日三十二分日の七分($365\frac{1}{4} \div 24 = 15\frac{7}{32}$)という気策に本づきて、其の憲を改め二千八百八十分日の六百二十九という策($\frac{7}{32} = \frac{7 \times 90}{32 \times 90} = \frac{630}{2880}$, $\frac{630-1}{2880} = \frac{629}{2880}$)を作りて、かの丙午節首の夜半子の四の三十より終古の節氣を求むるに果して毎百二十年に一千支ずつ退きて六十舎と成れり。

($15\frac{7}{32} - 15\frac{629}{2880} = \frac{1}{2880}$, $\frac{1}{2880} \times 24 = \frac{1}{120}$ だから120年に1日少くなるのは当然である。)

そは毎百二十年六十舎の気首の目次かくの如し(21ページ)。

四十七] 先曆の気策は既に云うごとく、毎八十年にして干支刻分みな其の元に復するを一舎という。然るに今の気策は毎百二十年にして刻分は復すれど、干支はかく六十ならでは復らず、然れど別に名を作^つべくも非ざれば、乃ちその古名を用いて、気策の毎百二十年を一舎とは謂うなり。然て此の年数すべて七千二百年にて元に復^する。なお此の外に天地初癸より終古の冬至を記せる終古冬至格あり。また殊に終古の節氣を悉く推歩せる後天日歩式あり。

但し予は既にも物に記せる如く素より無算の人なり。是をもて右の気朔朔策ともに算盤また算木など云う物を用うるに非ず。一小冊の掌中に循環せしめて、推知るべき物を按出して、右の終古に通るべき気朔みな五七日にして推^つ竟たるにて、此は別に謂ある事にも非ず。気差朔差の始めて起れる日時を悟れると、干支運用の規則を少^くか知れる力とに質れり。

これで47節を終っている。ここにある「終古冬至格」というのは3巻で、天保5年の作であることは、『国書総目録』でもわかるが、私はまだ見ていない。『後天日歩式』という書名の本はないので、恐らく『今用明歩式』

後天氣策六十舍首冬至

丙午	子四 三十	孝元天皇十五年 辛丑歲冬至	丙戌	子四 三十		丙寅	子四 三十
乙亥	"	崇神天皇十八年 辛丑歲冬至	乙卯	"		乙未	"
甲辰	"	垂仁天皇七十年 辛丑歲冬至	甲申	"		甲子	"
癸酉	"	成務天皇三十一年 辛丑歲冬至	癸丑	"		癸巳	"
壬寅	"	応神天皇十二年 辛丑歲冬至	壬午	"		壬戌	"
辛未	"	履仲天皇二年 辛丑歲冬至	辛亥	"		辛卯	"
庚子	"	繼體天皇十五年 辛丑歲冬至	庚辰	"		庚申	"
己巳	"	舒明天皇十三年 辛丑歲冬至	己酉	"		己丑	"
戊戌	"	大炊天皇平宝字 五年辛丑歲冬至	戊寅	"		戊午	"
丁卯	"	陽成天皇元慶五年 辛丑歲冬至	丁未	"		丁亥	"
丙申	"	一条天皇長保三年 辛丑歲冬至	丙子	"		丙辰	"
乙丑	"	鳥羽天皇保安二年 辛丑歲冬至	乙巳	"		乙酉	"
甲午	"	四条天皇仁治二年 辛丑歲冬至	甲戌	"		甲寅	"
癸亥	"	後村上天皇正平 十六年辛丑歲冬至	癸卯	"		癸未	"
壬辰	"	後土御門天皇文明 十三年辛丑歲冬至	壬申	"		壬子	"
辛酉	"	後陽成天皇慶長 六年辛丑歲冬至	辛丑	"		辛巳	"
庚寅	"	中御門天皇享保 六年辛丑歲冬至	庚午	"		庚戌	"
己未	"	仁孝天皇天保十二 年辛丑歲冬至	己亥	"		己卯	"
戊子	"		戊辰	"		戊申	"
丁巳	"		丁酉	"		丁丑	"

(大炊天皇は淳仁天皇のこと)

のことであろう。柱には「古曆日歩式」および「古曆月歩式」とあって、前者は宝曆4（1754）年から癸酉歳（1873=明治6年）に相当する年までの各年の二十四節気の干支による日付と時刻、後者は文明6（1474）年から十部760年間の月朔干支と時刻が記るしてあるが、十五カ月目あるいは十七カ月目に連大月をおいただけの彼の循環曆であり、これは『古曆月歩式』（後天）下巻（内閣文庫蔵明治写本）と内容は一致するものである。ただ書き方が異なるので精細には対校していないが、本誌18ページの表に従って書かれたものである。

[四十八] さて上ノ件の朔朔をもて得たる月朔と、此ノ氣朔を以て得たる節氣とを合せ調べて、其ノ氣朔の差を生ぜし往昔より、今の天保年に至るまでの曆紀をつくり、文武天皇の御世に始めて用い給ひし儀鳳曆より、次々諸曆の月朔の史籍に存れる限りを比較せるに合うと合わざると相半する中に、奇くも今の官曆の氣朔と、符号せる事ども多く、以前の諸曆の巧拙いと著明に知られたり。

として、次節に文政11（1828）年から天保2（1831）年の高橋至時等による寛政曆と異なるのは官曆は定朔で、彼の計算したのは平朔で、連大はあるが、連小はないためだとしている。そして、

[五十] さて此ノ新按の曆の、かく天正に近く相類たるに、我が物ながら然しも貶むべきに非ねば、彼ノ古曆に繼たる義を思いて、竊に後天曆と名づけ、それに対してかの古曆をば先天曆と称し、共に櫃に輻めて隠せること、天保二年という年より、此ノ八年という年の六月まで七年の間なり。（後略）

[五十一] 然るに今年六月に至り、忽に惟う由ありて取出し、再更に書紀なる曆日と比較するに、神武天皇紀東征の初歳の文に、是歳や太歳甲寅と有るは、先天曆の季紀癸酉部の第六十五年にて、同じ天皇の五年乙丑ノ歳まで十二年なお癸酉部なれど、その東征七年をまづ措て、元年辛

酉ノ歳より、乙丑ノ歳まで五年癸酉部ノの残れるに、壬子辛卯庚午己酉の四部を合せて、三百九年の間を、前には月朔のみ比較しつれど、^{コトビ}今度はその気朔を合せととのえ、建寅の月を正月と定めて曆紀をつくり、書紀に^{ソレノ}某朔とある限を拾いて、其ノ曆紀の歳々にしるし付るに、即位辛酉ノ歳より、孝安天皇の四十一年己巳ノ歳まで、三百九年の間なる月朔の、干支及び大小、閏月の所在も違わざること、第二ノ巻に著わせる如くなれば、^{マサ}諦におなじ太昊曆なり。

その東征甲寅ノ歳は、^{スメノミマニニギノ}皇美麻邇々芸命の天降元年辛酉ノ歳より二千三百九十四年後にあたり、神武天皇の前年、庚申ノ歳までは二千四百年なり。弘仁曆運記考を見て知るべし。さて其の即位元年より、孝安天皇の四十一年まで三百九年の間に、書紀なる朔数すべて三十二あるが中に、合さるも二朔あり。然れどこは故ある事なり。此の巻の末に謂うを見るべし。

最後のことは、後に述べることにして、2394年後について述べておこう。これはここにも書いているように、『弘仁曆運記考』のことから記そう。前にも記したと思うが、『曆運記』は、『印本延喜式』の巻首——現在の国史大系本（吉川弘文館刊）では巻末に出ており、「今公卿記と名づく（現漢文）」とされている。その最初に、

天皇五十二代 神武元年に起し、今上弘仁二年に至って、一千四百七十一年を歴たり。男帝四十三 女帝八 二帝重ねて天下を治む 皇后一（原漢文、細字は割注）

とあるので、通常「弘仁曆運記」とよんでいる。現行の大系本で3ページあるが、うち2ページ余が官職の沿革、人数、補任等を記しているのので誠に公卿記とよばれるのがふさわしい。その最初の1ページ足らずの部分が即ち歴運記である。篤胤はこの部分だけの考察で、24字詰20行2段組の全集で、序文と跋文を含め、60ページにわたっている。その中で、

雲州樋河天淵記に、曆数二百三十四万四千六百五十年の昔。と云える^{トコロ}下の本注に、天照皇大神ノ即位甲寅より、今ノ大永三（1523）年癸未に至る也（原漢文）と云える説あり。此の歴数は論うに足らねど、大御神の元年を、甲寅と云う事は、古伝を承たる説^{コト}と聞えて、上下に挙る、赤県の古説とも能く合えり。其は伊邪那岐神の末年は、癸丑なれば、大御神の高天の原しろし看せる元年、須佐之男神の、天の下を治看せる元年、共に甲寅にあたる^{コトワリ}謂なればなり。（全集第13巻7ページ上段）

と記るしている。雲州樋河天淵記は正しくは『雲州樋河上天淵記』で、これは『群書類従』の神祇部にも集録されている。また「歴運記」の最初に、本紀等の諸書を案ずるに、昔者天津彦火瓊々杵尊、初て降りたまひしより始て西土に王たり。次に彦火々出見尊。次に彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。惣て三代。一百七十九万二千四百七十余歳を経たり（原漢文）。

とあるのは、「本紀等の諸書を案ずるに（原漢文）」とあるので、私は書紀が先で歴運記が後だと思ふのだが、篤胤は、書紀の

自天祖降跡、以逮于今、一百七十九万二千四百七十余歳。（天祖の降跡^{アマツミオヤアマツツ}りましてより以逮、今に一百七十九万二千四百七十余歳）

の二十三字を、

此は弘仁より後の人、この歴運記の文を取り用いて、神武天皇の御語中に、挿入せること疑なし。日本紀は、延喜より^{コナタ}此来までも文人たちの、次々に文を改め、加筆をも為たりしこと、既に古史徴の開題記に、委曲に論えりき。さて如此^カ惟^{コト}い定めて、右年数の文は、一向に棄てて取らじと思ふに、また神や怒らん、人や咎めんと心動きて、^{サツ}決^{カネ}め難^イつれば、^{ミツ}毎もかく^ク苦しき瀬には行^クう如く、久延毘古神に祈りて寝ねけるに、夢現の間に、万の大数を捨て、千の小数を取れと告る声、しきりに響き聞えたり。此は実に天保二辛卯の年の、九月朔日の夜の事にて、素より神の照^{ミツ}覧^スわし給う所なり。此の事のみならず、己が考へには往々かかる夢想の

事あり。管子の内業心術などの篇に、「これを思えこれを思え。又重ねてこれを思え。これを思いて通ぜざれば、鬼神將にこれを通ぜんとす。鬼神の力にあらざるなり、精気の極なり」と云える、かかる事にや。夢心に、こは一百七十九万という大数を棄て、二千四百七十余才とある小数を取れと告たる言コトにやと覚えて、夜の明くるを待ちあえず、机を清めまた更に紀年類の書どもを取テ立ツべて考えるに、まず『帝王編年記』に、神武天皇神日本磐余彦天皇辛酉年正月即位、歳五十五、御宇七十六年。辛酉より丙子に至る（原漢文）。畝火ノ樞原ノ宮と有る。御宇の傍に、或は七十九年と見え、『天神祇王代記』という書に、昔天祖ノ天降以来、神武天皇に至り、合せて老百七十九万二千四百七十九年（原漢文）とあり、然れば書紀及び今の本文に、七十余歳と有るは、この七十六年とも、七十九年とも云えるに同く、神武天皇の御一世をもすべたる常の伝説にて、元より天皇の御語ならぬこと、著明なり。（中略）斯て此の天降元年と聞ゆる辛酉の年より、神武天皇の即位元辛酉の年の前、庚申の年まで、順ノボに推下れば下れば二千四百年にて、天皇の崩御ありし丙子の年まで計カうれば二千四百七十六年、綏靖天皇即位の前年、己卯までを、神武天皇に係カて計カうれば、二千四百七十九年なり。是にて上に引たる帝王編年記の文、また天神祇王代記の文の由ある古説なる事も辨うべし。然れば本文の小数なる二千四百七十余才は、天祖降臨辛酉の年より、神武天皇の崩御までを算えたる、実数の古説にて、此は疑なく綏靖天皇の御世に、推えし年数なるが、（中略）弘仁以前の古記に所見シけんを、歴運記の撰者、適ツ々にこれを得て、年数トシの甚く少きを厭ウぬことに思いて、漢籍どもに太古の歳数を云えるに、然る偽妄の多かるに倣シいて、一百七十九万の大数を挽入して、神武天皇以前、かの三御代の年数と為したりしを、其の後の人、まず書紀の分注に加え、後また本文ノ神武天皇の御語カキツツに書連ツけたること疑なし。

と誠に独断的に決めつけている。ところで『天神祇王代記』であるが、国書総目録にもない書物であるが、——王代記なら数種あるが——篤胤によれば、幕府の右筆役で、右筆所詰支配勘定格であった屋代弘賢の蔵書で、屋代は輪池と号し、天保12(1841)年閏正月18日に84歳で歿した、篤胤の保護者の一人である。篤胤は、この書には後花園院(寛正5(1464)年7月16日後土御門天皇に御譲位になり、上皇となられた方)を当今と書き、御伝を記るしていないので、寛正頃(1460~1466)に書かれたものと推定している。そして、篤胤はここで、皇和通曆を批判している。すなわち、

然るに中根璋が、皇和通曆の附録なる古曆法の発端に、自天祖降跡甲申、距神武天皇東征歳在甲寅、積一百七十九万二千四百七十一、出干神武天皇之紀、距即位歳次辛酉、一百七十九万二千四百七十八算上。(この読み方は既に本誌31卷2号83ページに記るした)と記して、曆元と為たるは彼の二十三字の撓入文を、信に神武天皇の御語と心得、その余歳というを甲寅の一歳にあて、其の前年癸丑より算えし故に、天降の元年を甲申とは云えり。実にも一^ノ百七十九万二千四百七十年は、癸丑を本として算うれば、二万九千八百七十四甲寅を計えて、三十年余るを、また癸丑より計うれば甲申の元年となれど、此は撓入文に欺かれたる誤りにぞ有りける。(以上全集第13卷16ページ)

と批評している。『弘仁歴運記考』については、まだ多少紹介したいことが残っているが、ここで本文に立ち帰って、篤胤の曆法を考えてみよう。

前掲18ページの表を見て頂きたいが、この表の2列目に出ている戊子菑とか丙寅菑とかいうのは、いずれも一菑(76年間)の最初の冬至の日の干支が戊子とか丙寅とかになるという意味である。そしてこれの記るされているところが1ページに3列あるわけだ。また一番右の列の子五、申七とかいうのはその冬至になる時刻を示している。

彼の考えた最初の曆は、四分曆だから、1年は $365\frac{1}{4}$ 日、16年では、

$365\frac{1}{4} \times 19 = 6939\frac{3}{4}$ 日となる。6900は60の倍数だから、最初の冬至が、戊子の子の五刻であったとすれば、次の19年後の冬至の日の干支は、戊子から39だけ進んで丁卯となる。干支の表は改めて書かないけれど、本稿Ⅷ（本誌第31巻第2号86ページ）に示しておいたので利用されると、よくわかると思う。そして時刻は子の五刻から、 $\frac{3}{4}$ 日進んで酉の五刻となり、さらに19年後には、また $39\frac{3}{4}$ 日だけ進むから、始めから数えると79.5日進むことになり、60の倍数を除いて、干支は最初から見ると19だけ進んで、丁未となり、時刻は半日進んで、午の五刻になる。さらに19年後の冬至は $39\frac{3}{4} \times 3 = 119\frac{1}{4}$ 日だから、始めから数えると干支は59進んで、逆に云えば、戊子の一つ手前の丁亥になり、時刻は子の五刻から $\frac{1}{4}$ 日だけ進んで、卯の五刻になる。さらに19年たつと、戊子節が終り、 $39\frac{3}{4} \times 4 = 159$ 日で60の倍数を引いて、ちょうど39だけ干支が進んで、丁卯になるわけで、これから76年間を丁卯節と称するわけである。76年間は $365\frac{1}{4} \times 76 = 27759$ 日で、端数がないから、冬至の時刻は子五、西五、午五、卯五をくりかえすわけで、これが前号の最後のページに記した大国主神以来の冬至表が作られたわけである。篤胤はこのような太陽の進行が大国主神以来、孝安天皇四十一年まで続いて来たとする。

ところがそれ以後太陽の進みが早くなって、4節すなわち $76 \times 4 = 304$ 年間に、1日だけ短くなったというのである。304年間の日数は、四分暦では、 $365\frac{1}{4} \times 304 = 111036$ 日であるから、304年間の日数が111035日に縮まったと考えられる。従って1年の長さは、 $365 \times 304 = 110960$ 日だから余分は $111035 - 110960 = 75$ 日から、1年は $365\frac{75}{304}$ 日（ $\approx 365.246710526 \dots$ 日）になったというわけで、これは実際は元嘉暦のデータと全く一致するのだが、篤胤はそんなことは一言も云っていない。

黙って孝安天皇41年以降を元嘉暦に変えているわけである。そのため1年が今まで365.25日であったのが、僅かに短くなって来たから、この変化

が最初は干支に影響ないが、すぐ冬至の時刻には影響を与えてくる。今までは前述のように子の五刻、酉の五刻、午の五刻、卯の五刻を葦(76年)毎にくりかえしていたのであるが、章(19年)毎に冬至の時刻は8辰刻と約2.5刻足らず進むことになるので、18ページの表の一番右の列に示してあるように、子の五刻、申の七刻、巳の初刻、丑の三刻、酉の五刻、巳の七刻、寅の初刻、戌の二刻、午の五刻、寅の七刻、亥の初刻、未の二刻、卯の五刻、亥の七刻、申の初刻、辰の三刻と変化してゆくのである。そして4葦304年で日の端数はなくなるから、元へ戻ってこれをくりかえすことになる。従って日付の干支もこれに伴って変るので、最初の戊子葦は時刻だけで、日付には影響ないが、次の第二葦首の冬至は、四分暦なら丁卯になるので、3列目に記してあるように、丁卯葦であるが、これが1日前の丙寅に変わるわけで、丁卯葦変じて丙寅葦になるわけで、これが2列目に示した葦名である。次の第三葦首の冬至は本来なら丙午になり丙午葦と云って然るべきものであるが、これも1日早まって乙巳になるので乙巳葦に変わったわけである。次の第四葦首も本来は乙酉であるべきだが、1日早まって、甲申になったわけである。これで304年を終り、次の癸亥大葦に入るわわだが、最初の癸亥葦のところは最初と同じで、前の影響を受けるだけで、すべて1日早まったただけだが、次の辛丑葦からはすべて二日早まるわけで、以下同様に計算される。

月については既に述べたが、朔望月を $29\frac{1995}{3760}$ 日 $=29\frac{399}{752}$ 日でこれも全く元嘉暦であり、実際は孝安天皇41年11月冬至を期して、元嘉暦を採用したというだけの話である。私は以前誤解をしていて、天朝無窮暦は四分暦によって計算したもので、その点が新鮮であると自分でも考え、人にも云ったのだが、実際は四分暦で計算したのは、孝安四十一年までで、その後は元嘉暦により計算したものであることがわかる。もっとも定数を用いただけで、暦元は異なるけれど……。

そしてここで暦法を変えたことについて、篤胤は次のように述べている。

[五十二] さて是ノ先天曆。己酉部ノ終リ、孝安天皇ノ四十一年己巳ノ歳ノ戊子部に入らんとする時まで符合せるに、其ノ戊子部より以下は通らず。其は同じ天皇命スメラミコトノ御紀七十六年と云える年に、正月己巳ノ朔癸酉。大日本根子彦太瓊尊を皇太子とし玉ウう（原漢文）とある己巳ノ朔。先天ノ戊子部にては、十一大庚午ノ朔。十二大庚子ノ朔。正小庚午ノ朔。二大己亥ノ朔。三小己巳ノ朔という次第にて、正月は庚午ノ朔に当ればなり。

此ノ正月己巳ノ朔を、若くは建子ノ正月より来れる誤ならんかとも思えれど、然スては本術ノ三小己巳ノ朔は、五月となれば、御紀ノ正月を、五月ノ誤りと云うより外なし。然れど立太子は、此ほど大かた正月に記されたれば、此ノ正月を五月ノ誤とは云い難くなん。

[五十三] 故是カレをもて己カキが予コトて、退朔は此ノ天皇ノ四十一年という己巳ノ歳ノ、戊子朔旦冬至の日より始めりとカンク放え定めし、彼ノ後天曆ノ初部戊子子ノ五をその朔に当てて推下れば、失アヤマたず其ノ七十六年という年ノ正月は己巳ノ朔亥ノ四に当れり。然れば此ノ御代己に朔差ある事をしメシろしメシ見て、古曆ノ憲を改め給いしなり。

然らでは、是ノ正月ノ己巳ノ朔なるべき謂イワシなし。心を平にして深く惟うべし。

[五十四] さて其ノ式マエマノ隨オシに推下りて、同じ御代ノ百二年という庚午ノ歳に至れば、七大乙未ノ朔亥ノ七、八大乙丑ノ朔午ノ二、九小乙未ノ朔子ノ五、十大甲子ノ朔、十一小甲午ノ朔にあたる。然るに孝靈天皇紀のはじめに、秋九月甲午ノ朔、丙午、日本足彦国押人ノ天皇を葬る（原漢文）とあるは、前皇ノ百二年という年ノ九月なるに、甲午ノ朔と有るは、右ノ戊子朔旦冬至より推来れる九小乙未ノ朔に合わず。また元年ノ文に、正月壬辰ノ朔と有るも、かノ戊子朔旦冬至より推来れば、癸巳ノ朔にて符カタわず。

右九月甲午ノ朔を、諸本に甲子とあるは誤写なり。そは甲子ノ朔にては

丙午なきを以て知るべし。故今は己が意^{カレ}をもて訂正せるなり。

[五十五] 然れば其ノ百二年という年の九月以前に、また朔の時刻をひき退給えること疑なし。故何くれと推驗みて、右甲午ノ朔は酉ノ正五なる事を悟り得つれば、其ノ式を用うなり。神功皇后の摂政五十七年という丁丑ノ歳、十一月戊辰ノ朔まで、五百四十八年通りて、書紀に出たる此ノ間の朔、すべて百三十三の中に、二朔誤りて、其ノ余は大小干支みな符合せり。

但し其ノ百三十三朔の中に、その月に合ざる二朔は、建子ノ正月より誤り来れるなり。其ノ所々に標記するを見て知るべし。

この二朔というのは、一つは孝元天皇四年に「春三月の甲申の朔甲午に都を輕の地に遷す。是を境原宮と謂う（原漢文）」という記事があるが、これが春正月の誤り。（建子の三月は建寅の正月になる。）また、もう一つは崇神天皇七年の「十一月の丁卯の朔己卯に、伊香色雄に命せて、物部の八十手を以て祭神之物を作らしむ（原漢文）。」はその前に、「秋八月の癸卯の朔己酉に云々（原漢文）」という文があり、これは癸卯と丁卯の間は24日で、癸卯を朔とすれば、丁卯はその月の25日、または翌々10月24日か、さらに進めば12月23日となり、十一月朔は丁卯とはなりえない。これはどうしてもどちらかが誤りのはずで、通常は十一月壬申朔の誤りとしている。しかしこれについては篤胤は始めから壬申朔として何も述べていない。従って篤胤の云う二朔の二番目は、成務天皇三年正月癸酉の朔である。これは書紀に「春正月癸酉の朔、己卯に、武内宿禰を以て、大臣としたまう。（原漢文）」とあるので確かであるが、これを篤胤は壬申の子の四刻と計算している。正子まで後一刻、篤胤の場合は15分であるが、ともかく壬申である。ただしこれは長暦はじめすべて癸酉と計算されている。そして篤胤は癸酉の朔は前年十一月で、これは建子の正月のことであろうかとしている。確かに成務二年十一月は癸酉の朔で、書紀はこれはこれで、

「冬十一月の癸酉の朔、壬午に、大足彦天皇を倭国の山辺道上陵に葬りまつる。(原漢文)」という記事があるが、朔が癸酉なら、己卯は七日で、壬午は十日である。だからと言って、これら二つが三日をおいて同じ月に行われるとは、現在ならともかく昔は考えられないことであるから、篤胤の正月壬申の朔というのがおかしいのであって、書紀を誤りだと決めつける理由はない。

篤胤の方法でなく、本当の元嘉暦で計算すれば、成務二年十一月が甲戌の朔で、三年正月が癸酉の朔になるのだが、篤胤は逆になってしまったが、これは篤胤が孝安天皇百二年九月甲午の朔のところで、その時刻を勝手に動かして酉の正五に決めたとところに問題がある。正確な元嘉暦では酉の六刻ぐらいであろう。

ところでここで問題となるのは、日付変更の問題である。

東大名譽教授の広瀬秀雄博士の日本史小百科『暦』（近藤出版社刊）には、明治にいたるまで、1日の始点を夜明けと考えていたことが記るされ、『続日本後記』承和十二年(845)六月庚寅(15日)丑刻月輪半ば欠くという月食記事(実際は16日午前)、安貞二年(1228)の仮名暦に、十一月十四日甲申の日の月食(実際は11月15日午前4時頃)などが例としてあげられ、記録の日付がいつから始まるのか注意しないと誤解の恐れのあることを述べておられる。そして日が何時から始まるかを最初にはっきりさせたのは、貞享暦施行時代の元文五年(1740)暦のことわり書きで、天文方^{フクウシ}渋川則休と猪飼豊次郎の連名で、

世俗一昼夜を云うは、明六つ時を一日の初めとし、次の朝六つ時を終とす。月食を記す事も、俗習にしたがい、右の通り用い来れり。

然れども、元より、子・丑・寅・卯の四時は、次の日の処分なる故、今より後、此の四時には翌の字を附して、これを知らしむ。

と記るしているそうである。(広瀬秀雄博士『暦』近藤出版社刊214頁)

先に、太安万侶の墓碑銘が発見され、その命日ことで、『続日本紀』の記載と一日の違いのある事から、日附変更の民間と官との違いではないかということで、論義をよんだのは周知の事実だが、本居宣長はこの問題について、遺言までしているのである。すなわち彼の『遺言書』に、「遺言之事として、その冒頭に、

一、我等相果候はば、必其日を以て忌日と定むべし。勝手に任せ日取を違候事、有レ之間敷候。扱時刻は、前夜之九ッ時過より其日之夜九ッ迄を、其日と定むべし。譬えば、晦日之夜之九ッ過より者、来月朔日に而、朔日之夜九ッ迄朔日也右之刻を以定メ候べし。

と記るしている。これは原文のまままで返り点を用いたが、前掲の広瀬博士の『暦』の次の215ページに引用されており、橋本万平教授の『日本の時刻制度』（昭和41年瑞書房刊）155ページにも、ともに本居宣長の「家のむかしの物語」からの引用と記るされている。私は苦勞をして「家のむかしの物語」を探しながら読んだのだが、どこにも出ていない。やつと「遺言書」の最初に出ていることが分って安心したのだが、橋本教授は丁寧に旧全集のページ数まで示されていたのに、旧全集が入手出来ず苦勞した思い出がある。恐らく橋本教授は旧全集第4巻の全体の表題としての「家のむかしの物語」をとられ、広瀬博士もまたこれに従われたのではないかと思う。新全集（昭和50年筑摩書房刊）では「遺言書」として第20巻の227ページに載っている。

脱線したが、ここに云う「九ツ」とは通常「夜の九ツ」とよばれるもので、現在の午前0時のことである。もう一つの九ツは「昼の九ツ」でこれはもちろん正午のことだが、いづれも正確に0時というわけではないと思う。これは徳川時代に広く使われていた時刻法で、電燈のない時代の、そして時計の普及していない——むしろなかったと云った方がよいであろうが——時代の、太陽光利用の夏時刻法で、広く不定時刻法が用いられてい

た。すなわち一昼夜を百刻とした場合、一刻は現在の14.4分であるが、日の出より2刻半前、および日没後二刻半すなわちそれぞれの36分前および後を、明け六ツ暮六ツと定め、その間をそれぞれ六等分して、六ツから順に、その等分点を、五ツ、四ツ、九ツ、八ツ、七ツとしたのである。従って一般には日出と日没は正午から等間隔にはなっていないので、昼の九ツ、夜の九ツとも正しく平均すれば、正午および正子にはならないで、多少ずれることが多いが、実際は別に日時計も使っていたようだし、厳密には等分されないで、昼の九ツ、および夜の九ツは大体正午と正子であったと思う。なおこの四ツ、五ツ、六ツ等は、太鼓や鐘による合図の数である。もちろん適当に捨て鐘をついて、注意をうながした後でのことである。だから、明け六ツと暮六ツの間は、冬至の頃は現在の午前6時11分から、午後5時8分までで、10時間57分あった。従って時の鐘の間隔はこの場合約1時間50分だが、これが夏至となると、現在の午前3時49分から午後7時36分までの15時間25分で、時の鐘の間隔は約2時間34分で大分長い。逆に夜間は短くなる。そこで実際は半という時刻も示していたようである。

これに反して、子の刻というのは、現在の午後11時から午前1時までの時間帯を云ったので、特に午後11時を子の初刻、午前0時を子の正刻といった。午前11時が午の初刻で、12時が午の正刻である。それで正午とよんだのであり、真夜中を正子とよぶのも同様の理由である。このほうは定時法で、一辰刻は現在の2時間で、宣明暦時代はこれを細分して、子の初初刻、初一刻、初二刻、初三刻、初四刻、子の正初刻、正一刻、正二刻、正三刻、正四刻と、分けていたようだが、貞享暦施行以後は、通して初刻、一刻、……、八刻とよんでいた。八刻目は前にも述べたが、 $\frac{1}{3}$ 刻すなわち4分48秒しかないことになるが、その他の一刻は、例の14.4分間である。そしてこの場合ちょうど12時とか、ちょうど2時とかいうときに、きちんとした刻数にはならないが、時計自体にも誤差が多かったと思うし、時間

に対してはのんびりした時代だから、現代考えるような不便なこともなく、
どうでもよかったのであろう。初刻と正刻を感違いして、1時間違いとい
うことも、かなり起っていたようで、時計のない時代は、それはそれです
んでいたのであると思う。

また脱線してしまったが、成務天皇三年正月の場合、朔は子の四刻だから、
前述のように「子・丑・寅・卯は次の日の処分」なら、壬申を一日進
めて、癸酉としても良かったと思うのだが、わざわざ日付変更について、
遺言を作るほどの宣長の弟子の篤胤としては、わざわざ午前0時を「子の
正五」とよんで、厳密に区別して、自ら悩んだことだと思う。ただし彼の
時刻法は彼独特のものであって、一般には上に記るしたような時刻法が使
われていたのである。

[五十六] さて是より後は、酉ノ正五のつづき、其ノ随^マにては通らず。故攷^{カレガシ}
うるに、其ノ丁丑歳の、十二月丁酉ノ朔より、戊ノ正五に進め給える也け
り。故その式を用いて推下れば、天武天皇の白鳳十一年という壬午ノ歳
の、五月癸巳ノ朔まで、四百二十四年余なるが、書紀に出たる此ノ間の朔、
すべて五百三十九の中に、また唯二朔誤りて、其ノ余は悉く符合せり。

但し此ノ合ざる二朔も、また建子の正月より誤れるなり。(後略)

酉の正五というのは、もちろん孝安天皇百二(BC291)年九月甲午朔の
時刻である。丁丑歳というのは、神功皇后57年(AD257)12月丁酉朔のこ
とで、ここで朔の時を1刻進めたというのである。つまり暦元をずらした
というのである。その結果539朔中2朔が合わず他は適合したというので
あるが、実際は3朔あって、第1は、応神天皇二(271)年三月庚戌朔。こ
れは四月庚戌朔の誤り。これについては何も云っていない。第2は、仁德
八十七(399)年十月癸末朔で、これは十二月癸末朔の誤りという。これも
元嘉暦による彼の計算では、確かに甲申になったはずで、また十二月は確
かに癸末朔である。第3は反正天皇六(411)年正月甲申朔で、これは戊申

の誤りと記しているが、反正天皇六年は五年の誤りであり、図書寮本や熱田神宮本は五年と記しており、五年正月甲申朔であろう。さすればこれは誤りではなくなる。前の二つに対し、建子の月が混ったという解説はどうであろうか。残念ながらこの時代では、納得のできる理由ではない。

[五十七] 然るに是白鳳十一年の、六月壬戌朔より後は、右の戌ノ正五の儘にては通らず。故また攷うるに、此ノ壬戌朔より、刻を子ノ初に進め給いしと見ゆれば、其ノ式を用うるに、持統天皇の十年という丙申ノ歳の十二月まで、十四年六月の間に、書紀に出たる月朔、すべて百六十七ある中に、その六年という年の、十一月辛卯朔とあるが合ざる耳にて、其ノ余は大小干支一つも合わざる物なし。

但し是ノ辛卯朔の事につきては、渋川氏、中根璋などの説もあれど、己また按う旨あり。第六卷の末に謂うを俟べし。

ここでまた朔の時刻を進めている。実際彼の方法だと、六月壬戌朔になるのは亥の七刻だと思うが、それを子の初刻に進めている。そして上に云うように持統六年十一月辛卯朔だけが異っているが、これについて、第六卷で渋川春梅、中根元圭の説と対比している。すなわち日本長曆には、既に記したが、その序文に、

持統天皇四年有勅始用西地之曆此元嘉儀鳳二曆也（本誌29卷1—88頁）と述べ、さらにこれは紹介しなかったが、長曆の中で、

日本紀を按ずるに、持統四年（690）十一月甲申、儀鳳曆を行う。然れども五年（691）の支干、皆古曆による。六年（692）より儀鳳曆を用う。（原漢文）とし、さらに持統六年の上欄に、

是の歳の九月、十月比月の小、此に始まる（原漢文）

として、連小月の始を注記している。連小月が起ったということは、定期を用いたことの証拠であり、定期を用いたのだから、儀鳳曆（麟徳曆）であって、元嘉曆ではないとする。それに対して、中根元圭は、皇和通曆に

において、既に私が読み方は本誌第31巻Ⅱ、75～76ページで紹介したが、

本邦曆法、其見於国史者、自持統天皇六(692)年壬辰、距十(696)年丙申、凡五年用元嘉曆。文武天皇元(697)年丁酉、距淡路天皇(=淳仁天皇)天平宝字七(763)年癸卯、凡六十七年用儀鳳曆。(中略)今以二曆、推壬辰距丙申、五年月朔。元嘉曆不合者僅二。壬辰(691)十一月。丙申(696)十二月。儀鳳曆不合者至十。壬辰(691)三月、五月、九月。癸巳(693)十二月。甲午(694)五月。乙未(695)七月、九月。丙申(696)三月、五月、十月。是以知曰始用元嘉曆、次用儀鳳曆之不虛。又按此丁酉(697)如從元嘉、則四月、八月、十二月之朔不合。且閏在十月。從儀鳳則唯二月、六月之朔不合年。故今斷以丁酉(697)為用儀鳳之始。(後略)としている。これは省略部分も含めて、既に紹介したが、この二者について篤胤は論じているが、もう一つ孫引きで申訳ないが、『明治前日本天文学史』(昭和35年)の能田忠亮博士の所論および引用を、再引用したい。

この元嘉儀鳳二曆の施行期間について、(中略)最も注目すべく且正鶴に当るのは藤田一正幽谷の論である。彼は寛政十二年(1800)庚申仲冬二十三日の元嘉曆草序文に於て次のごとく述べている。

政治要略等によると、小治田朝十二年正月朔から始めて曆日を用い、朝廷授時の典は実に推古十二年から始っている。旧史に明文はない。しかし観勒が来朝したのはその十年であって、当時すでに書生の通習して業を成す者がいたので、その十二年正月朔に始めて曆日を用いたことは理にかなっているといえる。且日本紀の上世帝紀に於て日食を書いたものはないが、推古三十六年に、始めてこれを書いている。してみると、曆法が始めてこの時に行われたことを徴するに足るものがある。ただし欽明以来推古に至る間に、曆法が伝わったのは百濟からである。百濟が用いたのは何曆であったか、これを詳かにすることは出来ないが、今隋書の百濟伝を考究してみると、百濟は宋の元嘉曆を

行い、建寅月を以て歳首としていた。是に由って之を觀るに持統以前に行つた曆法は、實に元嘉曆であつたことは疑いない。余は嘗て偶々此説を獲たので、試みに曆算局生の小沢、岡崎の二子に語つた。因つて二人の者は元嘉曆法を以て、推古十二年以來持統五年に至る干支を推したところ、一々吻合している。持統六年に至ると則ち十一月辛卯朔は元嘉曆と一日を差う。もし儀鳳曆を用うれば即ち合す。持統十年十二月乙巳朔もまた然りである。これまた以て旧史に元嘉曆と儀鳳曆を行うの説を徵するに足る。是説は泷川中根の徒の末だ嘗て考究せざる所であつて今始めてこれを發するものである。

又この中に記されている二子の中の一人小沢正容はその著元嘉曆草第七冊に於て、

本邦曆法を按ずるに、推古天皇十二年甲子から持統天皇五年辛卯に至る凡そ八十八年間は元嘉曆を用い、持統天皇壬辰から文武天皇元年丁酉に至る凡そ六年間は元嘉曆と儀鳳曆とを用いた。

と頭書し、更に實際計算を行っているのである。即ち

今以二曆推 自壬辰歳至丁酉歳 六年間月朔 元嘉曆不合者五 壬辰歳(691)十一月、丙申歳(696)十二月、丁酉歳(697)四月八月十二月是也。且(丁酉)間当置十二月、而在十月。因以儀鳳曆、推其不合者則合。儀鳳不合者十二。壬辰歳(691)三月五月九月。癸巳歳(663、本書初版本己巳歳とあるが誤りと思ひ訂正——内山)十二月、甲午歳(694)五月、乙未歳(695)七月九月、丙申歳(696)三月五月十月、丁酉歳(697)二月六月、是也。因又以元嘉曆推 其不合者亦則合。因是考之、其損益元嘉曆与儀鳳曆而用之 明矣 三代実録 始用元嘉曆、次用儀鳳曆之説 恐非是

と述べているのであつて最も信ずるに足るであらう。これらの所説はいづれも大日本史三五八、志五の用曆次第に採用せられているのである。

従って以上のごとき考証の結果として小沢正容が、

推古天皇十二年(604)甲子から持統天皇五年(691)辛卯に至る八十八年間は元嘉曆を使用し、持統天皇六年(692)壬辰から、文武天皇元年(697)丁酉に至る六年間は元嘉曆と儀鳳曆を併用した。又文武天皇二年戊戌(西紀六九八年)から天平宝字七年癸卯(西紀七六三年)に至る六十六年間は儀鳳曆が使用された。

とするのを信ずべきであろうと思われる。戊戌を以て儀鳳曆の始めて採用せられた歳とするのは、戊戌の月朔を推し、その二月八月の朔が元嘉曆と合わず儀鳳曆と合置したからである。(同書初版本244~245頁)

というのである。ここで『大日本史』が出てきたので、拙い私の読み下し文ではあるが、これもついでに引用しておこう。括弧内はもちろん私の註である。

(推古帝)十二年(604)正月に至り始めて元嘉曆術を用い、(以下割注)政治要略,年中行事秘鈔,竝に儒伝を引く、伊呂波字類鈔は本朝事始を引き、善隣国宝記は経籍後伝記を引き、隋書を参取す○宋書を按ずるに、元嘉曆は宋主劉義隆の元嘉二十年(443)、其の太子率更令(=官職名)の何承天の撰する所なり。二十二年に至り、普く其の法を用う。故に此の号あり。其の造曆は允恭帝の三十二年(443)に当る。是に至って一百六十二年なり。(日本流に允恭天皇の32年を1年目と数えて推古天皇12年が162年目。)日本書紀を按ずるに、上世の帝紀に於て、日食を書く者なし。而も推古帝の三十六年(628)、始めてこれを書す。又当時作る所の法隆寺金堂の薬師、釈迦二像の光背の文、観世音造像記、天寿国續帳銘文、飛鳥寺釈迦像の光背文等、並びに干支を書す。是れ曆を用うるの明証なり。且つ今元嘉曆法に拠り、(推古)帝の十二年(604)甲子より持統帝の五年(691)辛卯に至って、月朔干支を推すに一も合わざるなし。即ち其の元嘉曆を行う亦知るべし。附して以って考に備う。持統帝の四年(690)十一月、勅して元嘉曆術と儀鳳曆術とを用う。(以下割注)日本書紀○唐書を按ずるに、儀鳳曆は唐主李治(=高宗皇帝)の麟德元年(664)に、其の大史李淳風の造る所なり。初め甲子元曆と曰い、唐主命じて其の二年(665)に起して頒用し、これを麟德曆と謂う。

中宗の乙丑歳に当る。(中宗は高宗の中期という意味で、中宗皇帝の意味ではない。高宗の乙丑歳が前記麟徳二年(665)である。中宗皇帝は嗣聖元年(684)から景竜三年(709)までで、その間に乙丑歳はない。)後十二年、彼(高宗)は儀鳳と改元す(676)。故にまた此の名あり。造曆より持統帝の六年(692)に至る二十九年なり。又三代実録を按じていう。持統帝の四年(690)、始め元嘉曆を用い、次に儀鳳曆を用うと。近時の曆家は此の説に拠りて云う。持統帝の六年(692)壬辰より、十年(696)丙辰に距るまで元嘉曆を用い、文武帝の元年(697)丁酉より、廢帝(淳仁天皇)の天平宝字七年(763)癸卯に距るまで、儀鳳曆を用うと。或ひと云う。壬辰(692)より癸卯(763)に至るまで、儀鳳曆は通用す。然れども今これを考うるに、推古帝の甲子(604)より持統帝の辛卯(691)まで八十八年、月朔皆元嘉曆と合す。(書紀には此の間矛盾した月朔干支が含まれているが、それを誤りとして削除すれば、これは正しい。)壬辰(692)に至れば、則ち十一月辛卯の朔、元嘉曆と一日差う。若し儀鳳曆を用うれば即ち合す。(例の連小月の始った部分で、儀鳳曆を定朔として、完全に用いれば確かに合っている。)因って二曆を以て壬辰(692)より丁酉(697)まで六年間の月朔を推すれば、則ち元嘉曆合わざる者五、壬辰(692)十一月、丙申(696)十二月、丁酉(697)四月八月十二月是れなり。(丁酉八月は書紀は乙丑朔で、これは元嘉曆および平朔の儀鳳曆と合っている。ただし続日本紀は八月甲子朔で、書紀と続日本紀とで、朔に一日の差があるのは有名な事実である。そして『大日本史』は続日本紀の立場をとっている。十二月はもちろん続日本紀によっている。)且つ丁酉(697)の間まさに十二月に置くべく、而も十月にあり。(この云い方は逆で、丁酉の閏月は続日本紀では閏十二月になっているが、これが元嘉曆では閏十月のはづだということである。)更に儀鳳曆を以てその合わざる者を推せば即ち合う。(この儀鳳曆はもちろん定朔の儀鳳曆である。)儀鳳曆合わざる者十三、壬辰(692)三月五月九月、癸巳(693)二月十二月、甲午(694)五月、乙未(695)七月九月、丙申(696)三月五月十月、丁酉(697)二月六月是れなり。(この儀鳳曆も定朔の儀鳳曆である。)更に元嘉曆を以て其の合わざるものを推せば、即ち亦合う。(平朔の儀鳳曆でも合っている。もちろん元嘉曆でも合っているが。)是によってこれを考うるに、当時二曆を参用せしこと明かなり。実録の説恐らくは是を非とせん。又文武帝の戊戌(698)以来、廢帝(=淳仁

天皇)の宝字癸卯(763)に至る六十六年間の月朔を推すに、儀鳳曆を用いて皆合す。若し元嘉法を用いれば合わざる者多し。すなわち知る此の間専ら儀鳳曆を用いたることを。諸説恐らくは皆誤りならん。(後略 原漢文 大日本史 卷358志5)とある。(昭和4年大日本雄弁会刊第13巻348頁)

以上種々の説を引用したのだが、私の計算では、一番正しいのは最後の『大日本史』の見解だと思う。

儀鳳曆が、完全な麟徳曆であれば、定朔曆である。定朔だと必らず連小月が起り、代りに三大月が起る。場合によっては三小や四大も起りうる。渋川春海も指摘しれているように、書紀では持統天皇の6年(692)に9月と10月に連小月が表われ、問題の11月朔の日付が、定朔でない元嘉曆の日付と1日の違いが起っている。また三連大月は文武天皇の二年(698)に始めて起っている。だからこれらがもし正しい記録であるならば、定朔が行われたと云ってよいわけである。だから、持統6年から定朔の儀鳳曆が行われたと云えば、一番わかりやすいのだが、『大日本史』も指適しているようにそれだと、十三個だけ一日差があって合わなくなる。持統6年以後の書紀の朔日干支は67個あり、文武元年八月を含めれば14個あるから、誤りは20%ということになり、少し多すぎる。ただ私の計算では、奉勅始行元嘉曆与儀鳳曆の持統天皇の4年(690)から、いやその前年の10月以降、文武天皇元年九月まで、元嘉曆と、平朔の儀鳳曆の朔干支は全く一致している。(小著『古代の曆』横浜市大紀要人文科学第11篇日本史第2号272~273頁参照)そして儀鳳曆ではまず平朔を求め、それからそれを定朔になおす算法を行っていたようなので、持統天皇の6年以後で13個だけ定朔になおすのを忘れた、あるいはまだ平朔を求めただけなのに、定朔を求めたと思ってそれ以上やるのをやめてしまったと、思うよりしかたがないのである。私としては、上の議論をしたにもかかわらず、『古代の曆』11ページに書いたようなことではないかと思っている。

まだ記りたいことは大変多い。平田篤胤の『天朝無窮曆』にしても、その紹介は中途半端で、前頁の最後の元嘉曆と儀鳳曆の問題でも、篤胤は『大日本史』と同じく、元嘉曆と儀鳳曆をかね用いたので、儀鳳曆でも元嘉曆でもない曆になってしまったと云っているし、篤胤の論には、頂けない所も多いが、また面白いところもある。まだ紹介したりないが、与えられた紙数がつきたので、この辺でしめくくりにする。

跋

日本書紀の曆日は、前半分は、儀鳳曆を平朔で用いて計算し、後から元嘉曆に続けたというのが、亡き小川清彦氏の所論で、これを打ち破るような強力な論理は、どうあがいても書けないようである。

ただ日本書紀は、大局的には編集責任者が全部を統括したであろうが、その内容から一人の人が書いたとは思えないところがある。そして種々の資料をよせ集めると、それまでに色々な朔干支が、例えば上弦の日に出陣したとか、上弦をすぎた頃だったとか、満月に近い日だったとか、月の見えない氷りつくような寒い日だったとか、いろいろと季節や日付に関する口碑が、記録の形になり、それが根拠になって、計算と抵触する日付も出たり、全く別の所から日付の記るされた資料が伝ったりして、全体を混乱させたり、また矛盾のままに書き残されたりした部分もあると思う。

例えば推古天皇の紀年が1年ずれている問題であるが、六十干支の順に年を数える紀年法に対し、劉歆の太歳紀年法などが勉強されて、(実際書紀には各天皇の初に書かれている。)これによって紀年されたために、順に数える紀年法との間に1年の差を生じたのではないかと思う。太歳紀年法はもちろん木星の動きの逆を考えるやり方で、こんな方法も入ったかも知れず、それが信奉された——古書を正しいと思えば、必らずそうなる筈である——のではないかと考える。

書紀は聖徳太子が摂政の、推古天皇の九年(601)辛酉の歳を元にして、

辛酉革命の讖緯説に基づいて、それより一節前すなわち二十一元1260年前（一元は千支一巡りの60年）のBC 660年を、神武即位すなわち日本建国の年としたというのは、明治の先覚那珂通世の説（「日本上古年代考」辻善之助博士編『日本紀年論纂』昭和22年東海書房刊所収）であるが、この頃から、太子は蘇我氏と共に、天皇紀や国記の編纂を心掛けられたのであろう。その前年、すなわち推古天皇の八年（600）には、随書に倭国の使者の来着が記録されている。例の日出づる国の天子の書簡である。恐らくこの時中国の史書や曆書を求められたことであろう。そして翌十年十月には百済の僧観勒が来朝して、曆本、天文、地理書を献じているが、それは表向きで、実際は前代の朔計算等をやらせるために招いたのかも知れない。

私は書紀の基礎はこの時から始ったと思っている。そしてそれから約20年推古天皇の二十八年（620）

皇太子、嶋大臣（＝蘇我馬子）、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并て公民等の本記を録す
という書紀の記述がある。

そしてそのちようどそれから百年後の元正天皇の養老四年（720）に書紀は成立するのである。

最近この国記、および天皇紀を基にして、天武天皇（持統天皇）と元明天皇の時代に2回の改作を経て書紀が出来たという論がクローズアップされてきた。天武天皇は壬申の乱を正当化する史書を必要としたし、その皇后の持統天皇は万世一系で孫の文武天皇に、また元明天皇も孫の聖武天皇に皇位を譲る熱望があった。それが天照大御神が皇孫の瓊々杵尊に天孫降臨という神話を作らせたというのである。そして天照大御神には外祖父の高皇産靈神があるが、聖武天皇には外祖父の藤原不比等がいた。全く同じ形体であり、聖徳太子の作られたものに追加して、藤原氏の祖先神である武甕槌神、経津主神、及び天児屋根命が軍事権、祭祀権を独占し、藤原氏独

裁の思想が暗々裡に語られているというのである。そして神話には藤原不比等の意志が強く働いていると云うのである。一つの見方と思う。

どうも脱線ばかりしているが、この稿は書紀の暦に対して、種々の説を集めて考察することを目的として書き始めたものである。最初は私が編集の責任を引受けていた論叢の自然科学編の原稿が少なく、自然科学のせいもあって、薄く背文字の入らない状態なので、米田桂三先生の退官記念号から、埋草のつもりで書き始めたのが最初である。

ところが書き始めてみると、資料が大変多く、ちょっとやそっとでは終らなくなってしまい、毎号埋草を書かせて頂く羽目になったが、あくまで埋草なので、他の原稿の多い時は少く、少い時は多く、自由に執筆させて頂いたが、毎号私の遅筆のために、編集委員の諸先生方には、大変御迷惑をかけたことを、お許し願いたい。

暦法はどうしても、紀年論に進むことになり、そうなると泥沼に入ったことになる。然し大変多くの研究すべきことを残していると思う。私は退官後の仕事として、続けてゆきたいと思っている。

最後に、本稿執筆中に、私に何度も御教えを頂いた東大名誉教授の広瀬秀雄博士が、去る10月27日におなくなりになり、私として最後の本を読んで頂くことが出来ず、大変淋しく思っている。また、水沢の緯度観測所長を勤められたことのある私の先輩池田徹郎先生も同じ10月2日におなくなりになり、私の先達の先生方をお送りしているわけだが、本当に悲しい限りである。ここに両先生の御冥福を祈って筆をおく。

『古代の暦』 正 誤 表

（横浜市立大学紀要 人文科学 第十一篇 日本史第二号）

『古代の暦』に次のような誤りが発見されましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに訂正致します。 内山 守常

頁	行	欄	誤	正
213	頭書	11列	三統	景初
273	下3行目	元嘉	11大癸巳	閏大癸巳
"	"	儀鳳	"	11大癸巳
"	下2行目	元嘉	閏小癸亥	11小癸巳
"	"	儀鳳	"	閏小癸亥
274	3行目	—	昭和12年	昭和11年
"	下6行目	—	二伝にはは朔	二伝には朔
276	9行目	—	（唐では6）月	（唐では6月）

なお、日本書紀には、弘文元年(672)の年号をいれていないので、天武天皇の年紀は、『日本長暦』その他すべて書紀に従い、1年ずれずれるけれども、この紀年については、『三正綜覧』に従ったことをつけ加えておきたい。